

成年後見 コスモスおおさかだより

第48号 令和6年 春号

～誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

発行元 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部

【ご挨拶】

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターは全国に支部を有する団体です。近時、他の府県の支部と連携することが多くなってきました。先日は、認知症のお母様が大阪に、そのお子様が奈良県におられる案件で奈良県支部と連携したり、大阪にお住まいの親族からの相談で支援を必要とする方が兵庫県にお住まいだったので兵庫県支部と連携を行いました。全国団体であることが、コスモスの強みでもあります。成年後見に関してお困りごとがあれば、ぜひコスモスおおさかにご相談ください。

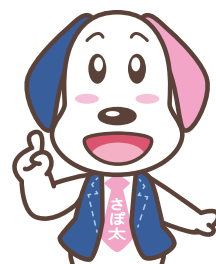
(コスモスおおさか支部長 泉井亮太)



第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和6年2月15日に、法務省は認知症などで判断能力が十分でない人に代わって、第三者が財産の管理などを行う「成年後見制度」について、より柔軟な制度へ見直すことを検討するよう法制審議会に諮問しました。令和4年3月に政府が閣議決定した成年後見制度利用促進法に基づく第2期基本計画では、更新制の導入など制度見直しを検討すると明記されていました。

今後、



1 一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組み

2 取消権・代理権については、本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組み

3 成年後見人等の交代に関するルールについては、本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組み

4 任意後見制度における適切な時期の監督人選任を確保する方策については、任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直し

などが検討されることになります。

成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)

大阪府中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

TEL:06-6943-7517 URL:<http://cosmos-osaka.com/>

お寄せいただいた相談事例

相談内容

【年齢】 82歳・女性
【認定】 要介護4 認知症あり
【生活状況】 特別養護老人ホーム入所
【家族関係】 既婚 長女
【収入】 6万円(年金・年金生活者支援給付金)
【支出】 利用料 65,000円
医療費 2,000円
【資産】 普通預金 32万円

【本人の意向】

数年前まで、夫と娘の3人でマンション暮らしをしていましたが、夫亡き後にレビー小体型認知症になり、マンションの管理費用や固定資産税の支払いができず、マンションを明け渡すことになりました。その後、ホテルや知人宅を転々としていたが、去年の1月に右上腕骨頸部骨折により病院に入院することになり、区役所や高齢者相談窓口(ランチ)がかかわるようになりました。

5月に退院し特別養護老人ホームに入所しましたが、翌月には通帳等を預けていた娘と一切連絡がとれなくなり、年金が受け取れず施設利用料等が払えなくなっていました。

ランチからコスモスに相談があり、コスモスから派遣した会員がご本人にお会いしたところ、①新たな通帳をつくって、そこに年金を振込んでもらい、施設利用料等を支払えるようにしてほしい ②今後の財産管理や役所手続き等を任せたいとのことでした。

解決案

法定後見の説明をしたところ、ぜひ成年後見制度を利用したいので支援してほしいとの希望があり、コスモス会員でもある司法書士の先生に本人申立書類の作成をお願いしました。

後見人にはコスモス会員が就任し、①銀行で新たな通帳を発行してもらい、年金振込みや、施設利用料、福祉機器利用料の自動引き落とし等の手続きをおこないました。また②銀行、区役所・年金事務所、施設等で代理人登録をおこない、今後の年金、介護保険・後期高齢者医療保険等の手続きも対応することになりました。

近頃では、面会でお会いするたびに「娘に会いたいわ」とおっしゃられ、再び娘さんとお会いできる日を心待ちにしています。

コスモスおおさか 電話相談から制度利用までの流れ

Step1

電話をかけてみよう！

まずは、コスモスおおさかだよりやチラシに載っている番号に電話しましょう。事務局でご用件とご連絡先などをお伺いして、後ほど担当者からご連絡差し上げます。

Step2

担当者から電話が来た！

相談担当のコスモス会員からご相談者へ折り返しお電話します。成年後見制度についてのご質問やご相談内容をお話してください。

Step3

訪問をお願いしてみよう！

詳しい説明をして欲しい、成年後見制度の利用を検討しているご本人に会ってみてほしいというときは、ご訪問対応も可能です。ご訪問先のエリア担当2名でお伺いします。日程の調整をしますので、ご都合の良い日時をいくつかお知らせください。

Step4

制度の利用を決めたら！

・ご本人の判断能力がすでに衰えている場合
…法定後見の申立
・今は元気いっぱい判断能力もしっかりしている場合
…任意後見の契約
に向けて、準備を始めましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦することも可能です。

Step5

候補者に会ってみよう！

人間同士ですから、相性も大切です。まずは候補者に会ってみましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦した場合は、必ず事前にお会いしたうえで、詳しいご本人の状況を伺って、必要な資料を集めたり手続きを進めたりします。

Step6

制度利用へ向けて

今回は、コスモスおおさかから候補者を推薦するまでの流れをご紹介します。成年後見制度は、後見人等が決まってからがスタートです。ご本人が亡くなるまで、または判断能力が回復するまで、おそらく長〜いお付き合いになります。お一人で悩まずに、まずはお気軽にお電話してみませんか？

お電話でのご相談、お問合せは ☎06-6943-7517

活動報告・イベント情報

活動報告

■まつり

11月5日(日) 大阪市西区 区民まつり(西区)



11月18日(土)・19日(日)

ショコラフェスタ
(ポスター掲示+リーフレット設置)
(豊中市)



11月23日(祝) ひらかた社協福祉フェスティバル(枚方市)

■寸劇

11月13日(月) 枚方市民生委員児童委員協議会(枚方市)

12月14日(木) 粉浜・加賀屋地域包括支援センター(住之江区)

2月15日(木) 茨木市社会福祉連絡会(茨木市)

■無料相談会(大阪府行政書士会に協力)

11月23日(祝) OBCラジオ祭り

2月4日(日) イオン大日



2月6日(火) 松原市役所

2月12日(日) イオン四条畷

行事予定

■まつり

4月28日(日) 狭山池まつり(大阪狭山市)

5月12日(日) 東大阪市民ふれあい祭り(東大阪市)

■無料相談会

夏予定 大阪市旭区内公共施設(大阪市旭区)

コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っております。利用者様のイベントや、職員研修などの場面で是非ご活用ください。

無料相談会・セミナーをZoomを使用してのオンライン形式でも開催可能です。

セミナー内容・日時もご依頼に合わせて、柔軟にご対応させていただきます。

ぜひコスモスおおさかをご活用ください！



成年後見・相続・遺言
無料相談会



コスモスおおさか
成年後見セミナー



コスモスおおさか一座
寸劇セミナー



よくあるご質問



Q 成年後見人が就いたことを他人に知られることはないのでしょうか？

A 成年後見が開始されると、その旨の登記(登録)がなされることになります。この後見登記の内容は、登記事項証明書を交付申請すれば確認することができますが、後見の登記事項証明書は本人や成年後見人、本人の四親等内の親族などの限られた者しか取得することができませんので、第三者に勝手に取得されることはありません。

このようにプライバシー保護にも十分配慮されています。

なお、後見登記事項証明書には、後見開始の審判の事件の表示、確定日、成年被後見人等の氏名・住所・本籍・生年月日、成年後見人等の氏名・住所などが記載されています。

Q 法定後見制度で親族が後見人になりたい場合は、どのような手続きをしたらよいですか？

A 法定後見制度は、認知症や精神障害、知的障害などさまざまな理由で判断能力が低下し、ひとりで法律行為をおこなうことが不可能もしくは困難になってしまった人に代わって法律行為を行う支援者をつける制度です。

その支援者は、家庭裁判所の裁判官が決めることになっています。

そのため、ご家族が後見人等になりたい場合は、後見人就任を希望する親族を「後見人等候補者」として申立書に記載して、家庭裁判所に申し立てる必要があります。

しかしながら、親族を候補者として記載しても必ずしも選任されるとは限りません。

サポ犬くんのコラム

大阪マラソンでの奮闘を応援！



こんにちは! さぽ太くんだよ!

趣味のマラソンの話。大阪マラソンに「今回は応援で」参加したよ。雨が降る中、ランナーとボランティアの方たちの熱い挑戦に心が震えたよ!

なかでもコスモスおおさかの薄墨啓太先生(広報相談部長)と山香正和先生(研修部員)の健闘は忘れられない。困難に立ち向かう勇気と、目標に向かって頑張りを続けることの大切さを教えてくれた。コスモスおおさかのみんなでかける虹。成年後見制度を1人でも多くの人に知ってもらい、後見人等として必要な人のお役にたてる様、これからも取り組んでいくよ! 来年こそランナーとして参加を目標に趣味のマラソンも頑張るよ!

※大阪マラソン2024(2024年2月25日開催)公式スローガンの「みんなでかける虹。」は、「虹をかける」の「架ける」と「走る」の「駆ける」を掛け合わせたものです。

